

玉野市総合計画懇談会設置要綱（案）

（目的及び設置）

第1条 玉野市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、広く市民から意見を聴取し、よりよい総合計画とするため、玉野市総合計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1)総合計画の策定に関する意見・提案
- (2)その他総合計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 懇談会の委員は、別表1のとおりとする。

2 委員は、市政について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（座長及び副座長）

第4条 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇談会の会議は、必要に応じて市長が招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

（事務局）

第6条 懇談会の庶務は、玉野市総合政策部政策調整室において処理する。

（設置期間）

第7条 懇談会の設置期間は、平成18年7月 日から平成19年3月31日までとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月 日から施行する。

別表1 玉野市総合計画懇談会委員名簿

（25名以内で今後選定する予定。うち5名程度を市民から公募）